

意見書案第 11 号

有害鳥獣対策の推進について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 7 年 9 月 12 日提出

提出者議員	武	田	貞	行
賛成者議員	松	本	一	郎
〃	枝	廣	晴	基
〃	木	村	光	宏
〃	宮	下		透
〃	日	向	清	一
〃	猪	口	満	雅
〃	山	田	靖	廣

有害鳥獣対策の推進を求める意見書

近年は自然環境の変化により、野生鳥獣の生息分布が拡大し、農作物等への被害が深刻な問題となっている。アライグマなど獣類による家屋や農業施設への侵入、スズメ、カラスなど鳥類の糞害、市街地ではカラスがごみを荒らしたり、人を襲うなど生活被害も頻発している。エゾシカによる被害も増大しており、被害は農作物にとどまらず、家畜への病気感染への懸念、食害による山林荒廃と豪雨時の土砂流亡、ヒグマでは市街地での目撃情報が増え、命に係わる被害が多発しており、人命を守るためにもこれまで以上の対策が急務である。

安全に安心して暮らす環境を守り、農業の維持・発展のためには、生態系に配慮しつつも有害鳥獣を駆除することは必要である。有害鳥獣の個体数削減には、狩猟や駆除が欠かせないが、平日の入林制限、林道の施錠、山林保有者への配慮、捕獲場所からの鳥獣の長距離移動など、狩猟者の精神的、身体的な負担は大きく、削減目標を樹立しても達成が困難な状況にある。

よって、政府及び北海道においては、有害鳥獣対策のさらなる推進を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

記

- 1 有害鳥獣被害対策の重要性を広く周知し、理解を求める啓発活動を行うこと。
- 2 有害鳥獣の正確な個体数の把握及び個体数管理体制の強化を行うこと。
- 3 狩猟者数の維持確保のため、狩猟者及び猟友会の育成支援の充実を図ること。
- 4 入林者の安全対策を強化した上で、狩猟に関する入林規制緩和等を図ること。
- 5 有害鳥獣対策の専門家不足解消のための人材育成と支援を強化すること。
- 6 有害鳥獣対策に要する市町村予算の負担軽減のため、財政措置の拡充を行うこと。
- 7 隣接する市町村が連携して、対策を講ずるための制度改正や支援策の強化。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
北海道知事